

## 「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」の一部改正について

### 1. 改正の趣旨

中小企業の約9割を占める小規模企業は、人口減少・高齢化・海外との競争の激化等、我が国経済の構造的変化に直面しています。他方、日本全国に景気の好循環を浸透させ、地方に強靱で自立的な経済を構築するためにも、雇用を支え、新たな需要にきめ細かく対応できる小規模事業者の役割が重要となっています。

そのため、国においては、平成25年に中小企業基本法が改正され、「小規模企業に対する中小企業施策方針」が位置づけられました。また、平成26年6月には、これをさらに一歩すすめて、小規模企業を中心に据えた新たな施策の体系を構築すべく、小規模企業振興基本法が施行されたところです。

本県においても、これらの法律の趣旨を踏まえ、小規模企業者の位置付けを明確にするとともに、新たに県民の間に広く小規模企業をはじめとする中小企業への関心および理解を深める等のため滋賀県ちいさな企業応援月間を設けるため、滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例（平成24年滋賀県条例第66号）の一部を改正しようとするものです。

### 2. 改正の概要（案）

#### （1）小規模企業者の定義を規定する。

中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、県内に事務所または事業所を有するものとして、小規模企業者の定義を定めることとします。

#### （2）小規模企業の事業の持続的な発展に関する基本理念の規定を加える。

小規模企業の活力が最大限に発揮され、その事業の持続的な発展が図られることを基本理念に追加することとします。

#### （3）「滋賀県ちいさな企業応援月間」に関する規定を加える。

県民の間に広く小規模企業をはじめとする中小企業への関心および理解を深めるとともに、小規模企業者等による中小企業活性化施策の活用を促進するため、10月を「滋賀県ちいさな企業応援月間」とし、県は、小規模企業者をはじめとする中小企業者、関係団体等、国および市町と連携して、「滋賀県ちいさな企業応援月間」の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする事とします。

### 3. 施行期日

平成28年4月1日

### 4. 今後のスケジュール

平成28年2月議会へ上程予定

(参考)

#### ○小規模企業振興基本法の概要

- ・小規模企業の活力発揮の必要性が増大していることから、小規模企業について、中小企業基本法の基本理念である「成長発展」のみならず、技術やノウハウの向上、安定的な雇用の維持等を含む「事業の持続的発展」を位置づける。
- ・地方公共団体は、小規模企業の振興に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとされた。
- ・政策の継続性・一貫性を担保する仕組みを作るため、国において、小規模企業施策の体系を示す5年間の基本計画を策定し、国会に報告されることとなった。